

G X 関連融資に係る

国の利子補給事業連動型給付金交付要綱

(令和5年7月20日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市地域経済におけるグリーン・トランスフォーメーション（以下、「GX」という。）を後押しするため、指定金融機関による、省エネルギーや地球温暖化対策のための設備投資に対する融資や地域脱炭素に資する ESG 融資（以下、「GX関連融資」という。）を受けて、国の利子補給事業を利用した場合に、予算の範囲内で給付金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国の利子補給事業 経済産業省の「省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費交付要綱」及び環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域脱炭素融資促進利子補給事業））交付要綱」に基づき、利子の一部について補給を行う事業をいう。
- (2) 給付事業者 第7条の規定により給付金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (3) 指定金融機関 国の利子補給事業の交付を申請できる金融機関をいう。
- (4) 給付対象資金 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、新規融資案件として国の利子補給事業の交付決定かつ額の確定通知を受けた資金をいう。

(給付金の交付対象者)

第3条 この給付金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に本店を有すること
個人事業主は市内に主たる事業所又は店舗を有すること
- (2) 給付対象資金について、指定金融機関から融資実行されたこと
- (3) 国の利子補給事業を活用し、GXの推進や生産性向上等に取り組むこと
- (4) 交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること
- (5) 市税の滞納がないこと。ただし、滞納があっても「市税納付計画書」があり、計画通りに納付が確認できる場合は、納税要件を満たすものとする

(市税の取扱い)

第4条 第3条第5号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の

規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(給付金の額等)

第5条 給付金の額は、金銭消費貸借証書又は借用証書等にて定められた当初年利の融資期間内(最長5年間)の利子相当分から国の利子補給相当分(最長5年間)を差し引いた額とし、500万円を上限とする。

(交付の申請等)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添えて、国の利子補給事業の確定通知を受領し次第、速やかに市長へ提出するものとする。

- (1) 給付対象資金の融資の実行が確認できる書類
- (2) 給付対象資金の支払見込み利子が確認できる書類
- (3) 国の利子補給事業の補給が確認できる書類
- (4) 登記事項証明書の写し(3か月以内)(法人の場合)
- (5) 印鑑証明書の写し(3か月以内)、事業所の場所が確認できる書類(個人の場合)
- (6) 市税の滞納がないことの証明書(30日以内)

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書が提出された場合は、書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、給付金の交付の決定及び給付金の額を確定するものとし、規則第6条の規定による通知は、GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定兼確定通知があった日から10日を経過した日までに、GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付申請取下書(様式第3号)により行うものとする。

(給付金の交付)

第9条 給付事業者は、GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けたときは給付金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、給付事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、給付事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第13条 給付事業者は、当該給付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ給付金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から実施する。

附 則 (令和6年4月1日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

印

様式第1号

G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金
交付申請兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の名称及び代表者の肩書・氏名

印

標記の給付金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及びG X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 給付金交付申請額	金 _____ 円
2 添付書類	1 給付対象資金の融資実行が確認できる書類 2 給付対象資金の支払見込み利子が確認できる書類 3 国の利子補給事業の補給が確認できる書類 ※添付書類の写しも併せて提出 ・交付決定通知書の写し ・実績報告書の写し ・確定通知書の写し 4 【法人】登記事項証明書の写し（3か月以内） 【個人】印鑑証明書の写し（3か月以内）、事業所の場所が確認できる書類 5 仙台市税の滞納がないことの証明書（30日以内）

様式第 2 号

G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金
交付決定兼確定通知書

様
仙台市（ ）指令第 号

年 月 日付けで申請のありました標記の給付金について、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することの決定及び交付額の確定をしましたので通知します。

年 月 日

仙台市長 印

1 交付決定額	金 _____ 円
2 交付の条件	<p>仙台市補助金等交付規則及び G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付要綱並びに交付決定の内容と以下の条件に従ってください。</p> <p>次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、給付金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項に基づく加算金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき ② その他市長が特に必要と認めるとき</p> <p>給付金の返還を請求した時、納期日までに給付金を返還しなかった場合、その未納付額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による遅延損害金を納付しなければなりません。</p>

様式第3号

G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金
交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の名称及び代表者の肩書・氏名

印

_____年____月____日付仙台市_____指令第_____号で交付決定兼確定通知がありました標記の給付金について、下記のとおり仙台市補助金等交付規則第7条第1項及びG X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付要綱第8条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 交付決定額

2 申請年月日

3 取り下げ理由

様式第4号

G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金
交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地
申請者の名称及び代表者の肩書・氏名

_____年____月____日付仙台市_____指令第_____号で交付決定兼額の確定の通知がありました標記の給付金について、G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 請求額 金 _____ 円

給付金振り込み先（給付事業者指定口座）記入欄

振込先銀行	銀行										店	
	1 普通 2 当座	口座 番号										
口座 名義	フリガナ											

注

- 1 金額は、アラビア数字で記入してください。
- 2 首標金額の訂正は認めません。
- 3 首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入してください。